

所得税の還付申告は お早めに

- 上尾税務署では1月4日から受け付けています -



年末調整ではできない医療費控除や住宅借入金等特別控除などを税務署に申告することによって、所得税の一部または全部が還付されます。手続きの際は、給与や年金などの源泉徴収票と各種控除証明書など必ず原本をご用意ください。

また、医療費控除の申告をする方は、あらかじめ医療費明細書の作成もお願いいたします。

医療費控除

あなたが、ご自身やご家族（同一生計）の病気やけがなどにより支払った医療費が一定額を超えたとき

会社などを中途退職した方
平成24年中に会社などを退職し、年末調整をしていないとき

還付申告の受付

上尾税務署では1月4日から還付申告書の提出ができません。また、町でも左記の日程で受け付けます。

ただし、譲渡所得や贈与税の申告相談などは、受付できませんので、上尾税務署へ提出してください。

受付日時 2月13日(水)・14日

(木) 9時～15時30分

場所 役場3階第1会議室

還付申告の問合せ

税務課町民税係 2152

上尾税務署個人課税第一部門（申告案内窓口）

☎770 1800（自動音声案内）

上尾市大字西門前577

お願い 上尾税務署では、確定申告についてe-Taxのご利用をお願いしています。

関東信越税理士会

からのお知らせ

無料申告相談

期日 2月4日(月)～15日(金)

(土・日曜、祝日を除く)

場所 町内の税理士事務所

対象 年金受給者（年金収入が600万円以下） 給与

所得者（給与収入が600万円以下）で医療費控除を受け

ようとする人 平成24年中の退職者 年末調整が済んでいない人

電話で関東信越税理士会上尾支部または最寄りの税理士事務所へ（9時30分～16時まで）

関東信越税理士会上尾支部 ☎776 8777

FAX 776 8322

公的年金等を受給されている方へ

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

詳しくは、上尾税務署にお問い合わせください。

所得税の確定申告が必要な場合であっても、控除の追加など、住民税の申告が必要な場合があります。

この場合であっても、所得税の還付（医療費控除や扶養控除など各種控除の追加）を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

この場合であっても、確定申告書の提出が要件となっていない控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

上尾税務署個人課税第一部門 ☎770 1800（自動音声案内）

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額確認書（普通徴収分）を送付します

国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料は、所得税や住民税の申告で社会保険料控除として所得から差し引くことができます。

普通徴収（納付書または口座振替）で納付した方には、平成24年中の納付額を記載した「納付額確認書（社会保険料控除用）」を、1月下旬に納付義務者あてに送付します。

なお、この確認書には特別徴収（年金天引）分は含まれていませんので、年金支払機関（日本年金機構など）から送付される源泉徴収票等で確認してください。（障害年金、遺族年金から天引きされた方には源泉徴収票は送付されませんので、納付額の確認が必要の方は、各担当へご連絡ください。）

保険医療課国民健康保険係内 2173

保険医療課医療係内 217

福祉課介護保険管理係内 2124

住民税の生命保険料控除が変わります

平成25年度から、生命保険料控除の制度が改正され、従来の「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」に加え、「介護医療保険料控除」が追加されます。

「生命保険料控除」とは

個人の納税義務者が生命保険料、個人年金保険料などを支払った場合、その方の課税対象所得から一定の額（支払った保険料の額に応じ算出される額）を差し引くことにより、税負担を軽減させるものです。

契約締結の時期により計算方法が変わります

○平成23年12月31日以前に締結した保険契約など（旧契約）の場合は、これまでと変わらず表1のとおりです。

○平成24年1月1日以後に締結した保険契約など（新契約）のみの場合は、表2のとおりです。

○旧契約と新契約の両方の適用がある場合は、「一般生命保険料控除」または「個人年

金保険料控除」について、旧契約の控除額と新契約の控除額をそれぞれ算出し、旧・新の控除額を合計して計算しますが、各保険料控除の額は、

最大2万8千円となります。合計適用限度額については現行どおり7万円です。
2 図 税務課町民税係内215

表1 旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約など）

保険料控除の種類	適用される控除限度額	生命保険料控除
一般生命保険料控除	35,000円	70,000円(限度額)
個人年金保険料控除	35,000円	



表2 新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約など）

保険料控除の種類	適用される控除限度額	生命保険料控除
一般生命保険料控除	28,000円	70,000円(限度額)
個人年金保険料控除	28,000円	
介護医療保険料控除	28,000円	

上記の住民税の控除額は、所得税の控除額とは異なります。

償却資産の申告は

1月31日(木)までです

償却資産とは、事業を営む個人（法人）が使用している

事業用資産をいい、固定資産税の対象となります。事業主は、1月1日に所有する資産の内容を、事業を営んでいる場所の市町村長に申告することになっていきます。アパート経営や農業経営などでも償却資産の申告対象となるものがありますのでご注意ください。

申告期限
平成25年1月31日(木)
申告を要する人
償却資産を町内に所有する人、または貸し付けている人。

なお、平成25年1月1日以前1年以内に廃業、解散または課税対象資産がなくなった場合でも、整理の都合上、申告書にその旨を記入して提出してください。

償却資産の種類

構築物「広告塔、看板、門、塀、農林業用構築物、露天式立体駐車場設備、舗装その他土地に定着する土木設備など
機械および装置「コンピュータ、工作機械、揚重機、運搬装置、製造・加工設備、建設機械など
車両および運搬具「ブルド

「ザイ」など

工具、器具および備品「陳列ケース、電動工具、冷暖房機器、測定機器、事務機器、医療機器、きのこ栽培用ほだ木、無人駐車管理装置、金型など

申告を要しない資産

耐用年数1年未満または取得価額10万円未満の償却資産で一時に損金算入または必要経費に算入したもの
取得価額が20万円未満の償却資産で一括償却資産として3年均等償却を行っているもの
家庭用に使用される資産
自動車税、または軽自動車税の課税対象である自動車、原付自転車など

電子申告のご案内

町では、インターネットを利用した電子申告システム（エルタックス「eLTAx」）での、償却資産の申告が可能となっています。詳しくは町ホームページ（暮らしのガイド、税金）をご覧ください。

1 図 税務課固定資産税係内2154